

日本労働年鑑 第56集 1986年版  
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

VI 権利闘争

4 不当労働行為事件の概況

一九八四年に係属した初審の不当労働行為事件数は、一九八三年からのくりこし二二七五件に新規申し立て五七二件を加え、二八四七件となっている。ものうち四九一件が終結し、二三五六件が八五年にくりこされた。

新規申し立て件数五七二件の内訳は、民間企業関係事件四〇二件で八三年の四八三件より八一件(一八%)の大幅減少となっており、この二〇年来の最低を示している。一方、地方公務員関係事件も一七〇件で、八三年の八五〇件よりも六八〇件減少している。

新規申し立て件数を申し立て人別にみると、組合申し立て三七四件(申し立て件数の六五%)でもっとも多く、以下、個人申し立て一四六件(同二六%)、組合および個人の連名による申し立て五二件(同九%)の順となつている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申し立てが三五二件(同八八%)でもっとも多く、ついで組合および個人の連名による申し立て四〇件(同一〇%)、個人申し立て一〇件(同二%)の順となっており、個人申し立ての減少が目立っている。

民間企業関係の新規申し立て件数(四〇二件)を労組法七条各号別にみると、三号関係二六六件(新規申し立て事件の六六%)、一号関係二五七件(同六四%)、二号関係一六五件(同四一%)、四号関係九件(同二%)の順となっている。

民間企業関係の新規申し立て件数四〇二件を企業規模別にみると、一〇〇人以上四九九人以下のところをもっとも多く一二六件(全事件の三一%)で、ついで四九人以下のところが一一九件(同三〇%)、一〇〇〇人以上のところ七〇件(同一七%)、五〇人以上九九人以下のところ五七件(同一四%)、五〇〇人以上九九九人以下のところ三〇件(同八%)の順となっている。

さらに、民間企業関係の新規申し立て事件を産業別大分類でみると、製造業が一二八件(新規申し立て事件数の三二%)でもっとも多く、ついでサービス業一一六件(同二九%)、運輸通信業九〇件(同二二%)などの順となっている。さらに、これらを中分類でみると、道路旅客運送業(ハイヤー・タクシー)が四六件(同一一%)、以下、教育四一件(同一〇%)、卸売・小売業三七件(同九%)、道路貨物運送業三二件(同八%)などの順となっている。

不当労働行為初審事件の終結の状況はつぎのとおりである。

八四年における終結件数は四九一件(うち民間企業関係は四五四件)で、八三年の八〇四件より三三件減少している。命令・決定による終結件数九八件の内訳をみると、一部救済命令が四四件でもっとも多く、つづいて全部救済命令が四〇件、棄却命令が一四件の順となっている。

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---